

第5章 日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

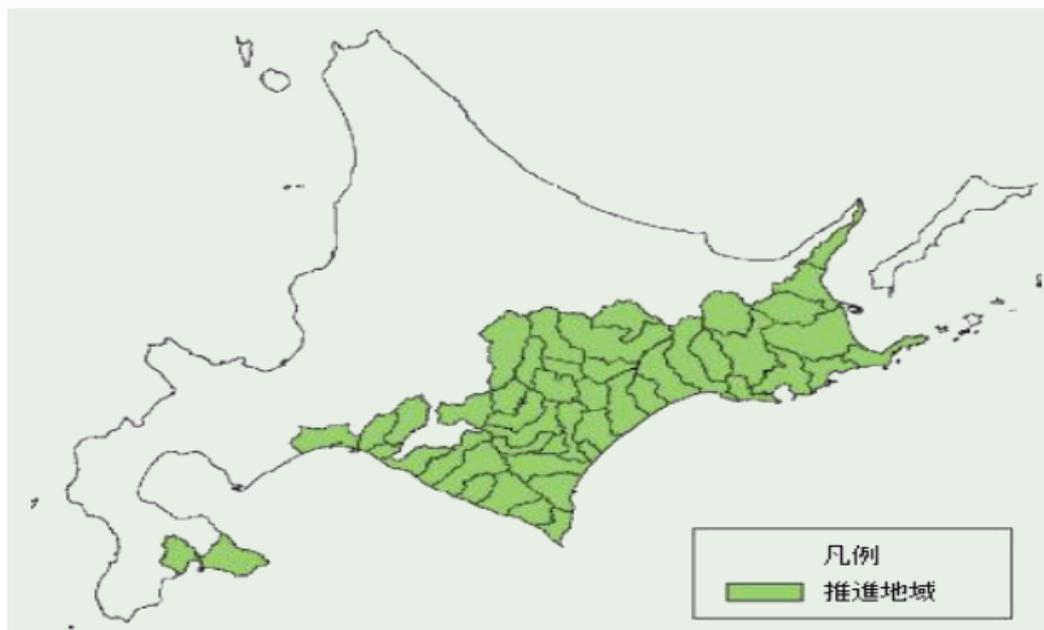
この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、その他地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

＜本道の推進地域（平成18年4月3日・内閣府告示第58号）＞

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
--



第3 防災関係機関等が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「本編 第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震であり、津波被害が著しい。

このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があると考えられている。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が実施した津波浸水予測・被害想定調査結果（H16～H18）等に基づく被害の特性は、次のとおりである。

1 津波による被害

- (1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、500年間隔地震による津波被害が最大で、建物被害は構造物の効果がない場合で最大全壊棟数約4,500棟、人的被害は冬期に避難意識の低い場合で、最大死者数約900人に及ぶ。
- (2) 想定される地震の震源は陸域から遠く、津波が到達するまで比較的猶予があるため、迅速かつ的確な避難行動の実現により、被害を大きく軽減させることができる。

津波第一波のピークとなる津波到達時間は、いずれの想定地震でも20分以上と予測され、早いところで30分前後の地域が多いと予測される。ただし、20cmの水位変動時点である津波影響開始時間で見ると、十勝沖・釧路沖の地震や500年間隔地震では、地域によって10分未満と予測され、留意を要する。

500年間隔地震における津波による人的被害では、避難意識が低い場合には死は死者約110人に減少する。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での被害は、十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定（H18）では全壊棟数約1,900棟、死者約10人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も1,300棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏18時に発生した場合の焼失棟数は約1,300棟であるのに対し、冬18時に発生した場合の焼失棟数は約14,000棟となる。

4 孤立集落発生の可能性

津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。

内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約200のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約80に及んでいる。

5 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。 _

第3節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置及び運営

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、本節で「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに羅臼町災害対策本部等を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法及び羅臼町災害対策本部条例に定めるところによるほか、「本編 第3章 第1節～第5節」を準用する。

第3 災害応急対策要員の参集

町内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画の定めるところにより、万全の活動体制をとるものとする。

また、町職員は、地震発生後の情報収集等に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つこと無く、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

その他については、「本編 第3章 第1節～第5節」を準用する。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、「地震・津波防災計画編 第3章 第2節 地震・津波情報の伝達計画」を準用する。

2 情報の収集・伝達

町は、地震発生時の情報収集及び避難勧告等における住民への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

また、被災の状況により通常使用している情報伝達網が、寸断されることなども勘案し、国、道、関係機関等との連絡体制を整える。

その他については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」及び「本編 第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等の二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置等、関係機関との相互協力のもとに実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

その他については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」「地震・津波防災計画編 第3章 第24節 被災建築物安全対策計画」「本編 第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

5 救助・救急・消火・医療活動

町は、地震の発生に伴い倒壊建物の下敷き、あるいは火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行うものとする。

また、発生時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被害状況を把握したうえで、救急活動が可能な施設において実施するものとする。

その他については、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」「地震・津波防災計画編 第3章 第7節 地震火災等対策計画」「本編 第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。

その他については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第5章 第15節 食料供給計画」「本編 第5章 第16節 給水計画」「本編 第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

7 輸送活動

町は、災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や応急対策に必要な資機材等を確保するための輸送を行うものとする。

その他については、「本編 第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

8 保健衛生・防疫活動

町は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生するおそれがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。

その他については、「本編 第5章 第11節 防疫計画」、「本編 第5章 第30節 廃棄物処理等計画」「本編 第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

具体的な確保については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第5章 第15節 食料供給計画」「本編 第5章 第16節 給水計画」「本編 第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

(2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下、本節で「居住者等」という。）及び観光客、ドライバー等（以下、本節で「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

(3) 町は、羅臼町建設業協会との協定により必要な資機材の提供を求めるものとする。

2 人員の配置

町は人員の配置状況を道に報告し、必要に応じて人員の派遣を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、羅臼町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関毎の具体的な措置内容は、機関毎に別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

- 1 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、災害対策基本法や締結している協定に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。
- 2 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部等から応援協力を要請するものとする。
- 3 その他、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、広域緊急援助隊の援助要求などについては、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤・堤防・水門等の点検や自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 海岸保全施設の整備
町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」に定める。
- (5) 防災行政無線の整備等
町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、町防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に定める。

第2 津波に関する情報の伝達等

- 津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。
- 1 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
 - 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努める。

- 3 町は、道等から津波警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底し、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備する。
- 4 町は、関係機関と連携し、船舶や漁船等に対して速やかに津波警報等の伝達を行うとともに、この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 5 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備する。

第3 避難対策等

1 道の措置

- (1) 道は、町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について町に協力するものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

ア 避難路となる道路のうち道が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置

イ 道の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

ウ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち道が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

- (2) 道は、災害救助法の対象となる町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

2 避難対象地区の指定

- (1) 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を、地域住民などと協議して、指定するものとする。

- (2) 道は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、津波浸水予測図を作成・公開するなどして、町による避難対象地区の指定をはじめとする避難対策を支援、道民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

3 避難の確保

(1) 避難計画の作成

道は、津波避難計画策定指針を示し、町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

(2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(3) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難の勧告・指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、第4節第1の2の(2)により、適切に避難の勧告及び指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(6) 避難場所の指定

ア 町は、耐震性に配慮し、原則として避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

(7) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

また、避難した居住者等に対し避難場所の運営に協力を求めることとし、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に準ずる。

4 避難場所における救護

避難場所での救護にあたっては、次の点に留意する。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し、道及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

5 避難行動要支援者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 町は、予め町内会等、自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団、自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の整備に努めることとする。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

6 避難誘導等

- (1) 地域の自主防災組織及び施設、事業所等の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、予め定めた避難計画及び町災害対策本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (2) 町は、予め関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、津波注意及び津波避難場所を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。
- (4) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

7 避難意識の普及啓発等

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、避難訓練、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、津波避難に関する意識啓発を実施する。

＜考えられる訓練内容＞

津波警報等、津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、町防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。
津波避難訓練	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。 歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等に避難する必要がある。地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
津波防災施設操作訓練	誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。津波予想到達時間内に操作完了が可能か。地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。
津波監視訓練	高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

＜住民に対する内容＞

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 強い地震（震度4 程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ◇ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。 ◇ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ◇ 地震の揺れのわりに大きな津波を発生させる「津波地震」についても注意する。 ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ◇ 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。 ◇ 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。
--

＜船舶に対する内容＞

- ◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- ◇ 津波警報等が発令された場合、津波到達予想時刻を考慮のうえ、退避可能なときは直ちに港外（水深の深い、広い海域）へ退避し、それが困難なときは増し舳れを取る等、可能な流出防止措置を講じて高台へ避難する。なお、これらの措置を講ずる暇がない場合は、直ちに高台へ避難する等、人命を最優先に対処する。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

このほか、避難対策等については、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところとする。

第4 消防機関等の活動

1 重点事項

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 町内会、自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等

2 動員、配備

消防機関は、必要な動員、配備及び活動計画を消防計画に定める。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2 電気

電気事業の管理者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

3 ガス

ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等の必要な措置に関する広報を実施する。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の確保等の対策を実施する。

5 放送

放送事業者は、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

また、地震・津波等に伴う避難勧告・指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難勧告・指示等の情報伝達に努める。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災措置を講ずる。

6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「地震・津波防災計画編 第3章 第17節 生活関連施設対策計画」に準ずる。

第6 交通対策

1 道路

道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を予め計画するとともに周知する。

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずる。

2 海上

海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を行う。

3 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」に準ずる。

第7 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。

(イ) 避難地や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

(ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 病院

重症患者、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 学校

災害発生時の避難所となる学校にあつては、避難の安全に関する措置を行うとともに、避難住民等の受入等に協力する。また、学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設毎の具体的な措置内容は施設毎に別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部等設置施設

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

4 市町村が管理又は運営する施設に関する対策

町が自ら管理又は運営する施設に関する対策については、上記1～3に準ずる。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備については、早急に実施することが必要であるが、町の財政等を考慮し整備等を進めることとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」「地震・津波防災計画編 第2章 第13節 建築物等災害予防計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

第1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化する必要があるため、今後、「羅臼町耐震改修促進計画」に沿って進める。

第2 避難所の整備

避難場所については、緊急避難のための緊急避難場所と収容施設の一時避難場所があり、今後、耐震化も含め整備等を推進するものとする。

第3 消防用施設の整備等

発災後予想される火災等による住民の生命・身体及び財産を守るため、「地震・津波防災計画編 第2章 第11節 火災予防計画」を基本に整備を進める。

第4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

広域防災体制及び地域防災体制の確立のため必要な道路を確保する。

第5 通信施設の整備

災害時の通信の確保については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に準じて通信手段の確保及び整備に努める。

なお、防災行政無線の移動系に係る施設の保守及び更新を行い円滑な情報伝達ができるよう推進するものとする。

第7節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震・津波防災計画編における内容を熟知するとともに、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を「地震・津波防災計画編 第2章 第4節 防災訓練計画」に準じて実施するものとする。

第8節 地域防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、町内会等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」「地震・津波防災計画編 第2章 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」「地震・津波防災計画編 第2章 第4節 防災訓練計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

第1 町職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育については、各担当課において必要な知識を身に付けるとともに、概ね次に記載する内容を含むものとする。

- 1 地震・津波に関する一般的な知識
- 2 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 3 職員等が果たすべき役割
- 4 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 6 家庭内での地震防災対策の内容

第2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、印刷物、映像物、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、具体的な手法を使い教育を行うものとする。

- 1 地震・津波に関する一般的な知識
- 2 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 3 正確な情報入手の方法
- 4 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 5 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 6 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- 7 避難生活に関する知識
- 8 住民が平常時より実施できる住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定等の家庭内対策の内容
- 9 住居の耐震診断と必要な耐震改修

第3 児童、生徒等に対する教育

児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育全体を通じて計画的に地震・津波防災教育を行うものとする。

また、児童・生徒等が地震・津波発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が地震・津波発生時に適切な行動が取れるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

第5 自動車運転者に対する教育

地震・津波発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- 1 地震・津波発生時における交通規制の内容
- 2 地震・津波発生時における運転者のとるべき措置
- 3 地震・津波にかかる予防情報等の知識

第6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第9節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。
- 2 住民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努める。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」に準ずる。

第2 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、「本編 第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努める。
- 2 町は、地域毎の自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、災害時要援護者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 町の担当者や自主防災組織のリーダーは、自主防災組織の普及のため、道の実施する研修会等の参加に努める。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
 - 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施する。
 - 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。
- また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。